

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、旭川医科大学病院における医療安全に係る業務の状況について、管理者等からの説明及び聴取、資料閲覧の方法により報告を求めることにより、監査を実施した。

2. 監査の実施日

令和8年3月18日（水）17時41分～18時33分

3. 監査の内容及び結果

(1) インシデントの概要について

1年間に換算したインシデント報告数は約2,900件と目安である病床数の5倍程度（本院の許可病床数：602床）であり、例年どおり十分な報告がされている。また、1年間における医師からの報告割合が昨年度11.5%から今年度13.7%へ増加しており、病院として医療安全意識の向上や医療安全文化の啓蒙が行き渡っている証と考える。

(2) 再発防止策の検討について

Mortality and Morbidityカンファレンスが傷害レベルの比較的軽い症例に対しても実施されており、また、多職種が集まって詳細にRCA分析がされており、素晴らしい制度であるとともに医療事故再発防止に対して有益である。

(3) 薬剤師からの疑義照会等事例について

薬剤師から医師への疑義照会をするルールや基準が定まっており、処方の不適切な点や誤りを発見し報告する制度は、医師にとっては非常に意義深いと考えられる。医師が薬剤師からの意見を聞き入れ、患者にとって最も適切な医療を提供するための合議がされている。また、疑義照会の受入率が年々上昇しており、チーム医療としてルールを根付かせていく努力や根気は高く評価できる。

4. 総括

特定機能病院として求められる医療安全への取り組みは真摯になされており、また、問題点を抽出して再発を防止しようとする熱意も伺えた。

旭川医科大学病院の医療安全に係る業務について監査を実施し、適正な管理がなされていたと認める。

令和8年3月31日

旭川医科大学病院医療安全監査委員会
委員長 石井 良直